

学校いじめ防止基本方針

～ いじめを しない させない 見逃さない ～

令和8年4月

高島市立マキノ東小学校

目 次

I	いじめ対策の基本的な考え方	1
1	はじめに	
2	いじめの防止等の対策に関する基本理念	
3	いじめの定義（法第2条より）	
4	いじめの認知	
II	学校における施策	2
1	学校の基本的施策	
2	学校の取組（別添1）	
3	いじめの防止等の対策のための組織（別添2）	
4	行動計画および年間計画（別添3）	
5	重大な事態への対処	
6	学校いじめ防止基本方針の点検と見直し	
	（別添1）学校の取組	4
1	学校の取組	
(1)	教職員が一丸となって取り組む学校づくり	
(2)	いじめの防止と早期発見	
(3)	いじめへの対処	
(4)	いじめの解消（2要件）	
(5)	職員研修の充実	
2	家庭との連携	
(1)	保護者と学校が一体となった学校づくり	
(2)	いじめへの対応	
(3)	P T A活動の促進	
3	地域との連携	
(1)	学校運営協議会との連携	
(2)	地域への働きかけ	
	（別添2）いじめの防止等の対策のための組織	8
	（別添3）行動計画および年間計画	9

I いじめ対策の基本的な考え方

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「学校いじめ防止基本方針」は、児童の尊厳を保持する目的の下、学校・地域・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、国の基本方針を参酌し、本校における「学校いじめ防止基本方針」を定めるものである。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 いじめの定義（法第2条より）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 いじめの認知

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾、スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

「いじめ」の中には、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取ることが必要である。

II 学校における施策

1 学校の基本的施策

学校の基本的施策として、①道徳教育及び体験活動等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進等の施策に取り組むこととする。

また、個別のいじめへの対処については、①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童またはその保護者に対する支援、③いじめを行った児童に対する指導またはその保護者に対する助言等の措置を行うこととする。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときには警察と連携して対処するものとする。

2 学校の取組

学校は、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。（詳細は別添1に記載する）

3 いじめの防止等の対策のための組織

学校は、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、学校におけるいじめの防止や早期発見、及びいじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的に行うため、その中心的な役割を担う常設の組織「いじめ防止対策委員会」を置くこととする。（詳細は別添2に記載する）

4 行動計画および年間計画

学校におけるいじめの防止や早期発見、及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、行動計画及び年間計画を作成、推進することとする。（詳細は別添3に記載する）

また、いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すこととする。

5 重大な事態への対処

いじめの重大事態とは、次に掲げる場合である。

- (1) いじめにより学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

重大な事態（法28条）への対処については、事実関係を明確にするための調査や高島市教育委員会への報告等、法や国の基本方針および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づいて適切に対処することとする。

6 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し

より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して機能しているかをいじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すこととする。

(別添1) 学校の取組

1 学校の取組

(1) 教職員が一丸となって取り組む学校づくり

①正義感や人権尊重の意識等の育成

全教職員が、それぞれの指導場面で好機を逸せず、毅然とした態度で指導し、児童の正義感や人権尊重の意識等を育成します。

「学校の約束・決まり」を提示し、全教職員が共通確認をして指導に当たり、基本的な生活習慣や規範意識を身につけた児童を育成します。

②わかる授業、魅力ある授業の創造

わかる授業、魅力ある授業を通して「自己決定力」「自己存在感」「共感的人間関係」を育みます。

③道徳教育や特別活動の充実

自己の言動や生活態度をより好ましいものに高め、道徳教育を充実させ、「正義」と「思いやり」、「生命の尊重」などの心情を育みます。共感的な授業を通して、生きる上での価値を考えていきます。また、特別活動の充実を図り、「いじめを見抜き、正しく対処する力」(インターネットを通じて行われるいじめへの対処を含む)や「豊かな人間関係を育む力」を育成します。

学校行事も、体験的な学びの場として、豊かな生活体験、自主的な集団活動を意図的に仕組んでいきます。(自然教室・運動会等)

④認め合い、相談できる集団づくり

一人ひとりの違いを認め合い、悩んだときに友だちに相談できる雰囲気になった学級や集団づくりに努めます。

正しいことがしっかりと話せる、行動できる集団づくりに努めます。

⑤児童との信頼関係づくり

児童が悩みを気軽に相談できるよう、日頃から信頼関係づくりに努めます。児童の友人関係を把握し、仲間意識を持たせます。

⑥児童による主体的な活動の展開

「いじめをしない・させない」学校づくりを、学級活動や児童会活動等において、推進させます。

人権集会や人権週間を設け、児童による主体的な活動の場を設定し、適切な指導助言を行います。

生活目標を設定し、児童が目標を持って学校生活を送るようにします。

縦割り班活動を通して、学校全体の望ましい仲間づくりを進めます。

(2) いじめの未然防止と早期発見

①些細な変化を見逃さない取組

きめ細やかな児童観察を行い、子どもの些細な変化を見逃さないようにします。授業時間以外にも、挨拶や声かけを積極的に行い、児童とのふれあいに努めます。

②児童へのアンケートの実施

アンケートを学期に1回以上実施し、いじめをはじめとする児童生徒の悩みや訴えを早期に把握します。また、アンケートの調査項目・実施時期・実施方法等を工夫し、的確な把握に努め有効に活用します。

③教育相談の実施

教育相談を定期的実施し、児童の心情に寄り添い、いじめをはじめとする悩みや課題を共感的に理解するよう努めます。また、担任だけでなく多くの教職員がかかわっていけるような教育相談の工夫を行い、有効に行われるようにします。

④情報交換会等の実施

全教職員が子どもの些細な変化や悩みについて情報を共有できるよう定期的に情報交換会（子どもを語る会等）を行い、組織的にアセスメントとプランニングを行い、指導、支援を行います。

(3) いじめへの対処

①全教職員による情報共有

日頃から「報告、連絡、相談、確認、記録」を徹底し、全教職員が速やかに情報を共有して対応できる体制を整備します。

②組織的な対応

いじめが疑われる事案への対処として、直ちに「いじめ防止対策委員会」を開き、速やかに方針を決定し組織的に対応します。

③各関係機関との連携

日頃から教育委員会、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、各関係機関との連携を密に図り、いじめが発生した際は、迅速かつ適切に協働して、いじめの早期解決および事後のケアに取り組みます。

(4) いじめの解消（2要件）

①いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月止んでいる。

②心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に面談等で確認する。

(5) 職員研修の充実

①指導力の向上

児童や保護者、地域から信頼される教師を目指し、県や市が主催する研修会に参加するなど自ら積極的に研修を積み重ねることで、指導力の向上を図ります。

②校内研修の充実

児童や保護者の思いや気持ちを受け止め、十分に理解するための教育相談や生徒指導の研修、いじめの定義の周知徹底をはじめとしたいじめに関する職員研修会を実施します。また、インターネットや携帯電話の情報モラルに係る研修を行います。

2 家庭との連携

(1) 保護者と学校が一体となった学校づくり

学校の取組や児童の様子を学校便りや学年通信等で情報発信を行い、PTAとの協力関係を深めて、保護者と学校が一体となった学校づくりを進めます。

(2) いじめへの対応

保護者との連絡をより密にして、児童の些細な変化や悩みを早期に気づき、保護者と協力し合いながら、いじめの未然防止、早期発見に取り組みます。

保護者に情報端末機器の危険性を知らせ、適正な活用について働きかけるとともに、危険から身を守る知識と技術を身につけるよう啓発します。

(3) PTA活動の促進

PTA活動で、「いじめの未然防止」「情報モラル」等生徒指導に関する研修会、保護者アンケートを実施するなど、教職員と保護者が児童の様々な課題（インターネットを通じて行われるいじめを含む）等に対して、共通認識をもてるように取り組みます。

3 地域との連携

(1) 学校運営協議会との連携

校長が意見を聞くことができる学校運営協議会に対して、いじめ対策にかかる取組状況について積極的に相談し、幅広い意見を求めるなど、学校の取組内容を確認します。

(2) 地域への働きかけ

学校の取組や児童の様子を学校便り等で積極的に地域へ情報発信を行い、児童に関する課題について、理解と協力を求めます。

こども園、中学校との連携をはかり、児童の指導に生かすとともに、園小中一貫教育推進のなかで、中学校とは6年生から中学1年生へのスムーズな移行のための方策を探っていきます。

登校、下校時には進んで声をかけていただくようにし、地域の子どもという認識を持ち、見守る目を増やしていきます。

(別添2) いじめの防止等の対策のための組織 (高島市立マキノ東小学校)

＜いじめ防止対策委員会＞

■構成

校長、教頭、教務、生徒指導担当教員、養護教諭（教育相談担当）

（事案によって、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する）

いじめ防止対策委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中心的な役割を担う。具体的には、以下の役割を担うこととする。

- 1 **学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中心的な役割**
- 2 **いじめの相談・通報の窓口としての役割**
- 3 **いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う役割**
- 4 **いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中心的な役割**
- 5 **いじめの解消に関すること**

また、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、いじめ防止対策委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することとする。

令和7年度ストップいじめ行動計画

いじめをしないさせない見逃さない

教 員

いじめを許さない学校づくりに一丸となって取り組みます

- いじめや差別を絶対に許さない教育実践を基本とし、児童・保護者との信頼関係づくりに努める。
- どの子どもも「マキノ東小の子ども」として教職員が認識して指導する。
- 学校生活の様々な場面において、「望ましい価値観」を育てる。
- 情報化社会でのルール・マナーについて考えさせ、情報モラルを指導する。

未然防止と早期発見に努めます

- 毎朝、校門前や教室で子どもを出迎えて、その日の子どもの様子をつかむ。
- 子どもや保護者への定期的なアンケートの実施と子どもとの面談を通して、いじめを見逃さない。
- 子どもとの日々のふれあいに努め、子どもと向き合う時間を増やし、一人ひとりの些細な変化を見逃さない。

職員研修の充実を図ります

- いじめや情報モラルに特化した研修会を実施する。
- 子ども理解のアセスメントとプランニングができるための研修を実施する。
- 子どもや保護者の思いや気持ちを十分理解するための研修を積み重ねる。

いじめへの対処、指導体制の強化に努めます

- 「報告」「連絡」「相談」「確認」「記録」を学校内で十分に機能させ、速やかな校内決定と校内体制の強化を図る。
- 定例及び臨時の打合せや職員会議等で、子どもの情報交換と情報の共有化を図り、外部関係機関との連携を図る。

説明責任を果たします

- 保護者との連携を密にして確実な状況把握に努め、事実や解決に向けた学校の取組について説明し、理解と協力を求める。
- 学校だよりや学年通信等で学校の取り組みについて発信する。

子ども

保護者

いじめのない楽しい学校をつくります

- 元気のよいあいさつを進んでする。
- 学校の約束、生活目標をみんなで守り、実行する。
- 自分がされて嫌なことは絶対にしない。

学級活動などに意欲的に取り組みます

- 正しいことがしっかり話せる、行動できる集団をつくる。
- 「いじめを許さない」活動を進め、決めた合い言葉を掲示して守る。

先生や保護者の話を素直に聞きます

- 先生・親・友だちに何でも相談する。
- 見聞きしたことを何でも話して知らせる。
- 情報発信について、社会や学校のルールを守る。

子どもを見守り、向き合います

- 「挨拶」「早寝早起き朝ごはん」を心掛ける。
- 社会で許されないことは、親として許さず、間違った価値観は通らないことを教える。
- いじめや差別の兆しを見逃さない。

PTA活動を促進します

- 日頃から保護者同士が連携を深めみんなで子どもを育てる機運を高める。
- PTAから発信して研修・学習し、いじめをなくす機運を高める。

学校と協力し解決にあたります

- 子どもに変化があればすぐに学校に相談する。
- 先入観をなくし、広い視野で解決にあたる。

